「山口県庁売店運営業務」公募型プロポーザル募集要項

1　募集に付する事項

（1）業務名

山口県庁売店運営業務

（2）業務内容

山口県庁売店運営業務仕様書のとおり

（3）実施場所

山口県庁厚生棟２階（山口市滝町１－１）

（4）委託期間

契約締結の日から令和１３年３月３１日まで（１回限り最大５年の更新可）

＊営業開始日（予定）　令和８年３月２日

2　募集に関する問い合わせ先

地方職員共済組合山口県支部　事務局

〒７５３－８５０１　山口市滝町１番１号　山口県総務部給与厚生課内（本館棟６階）

電　話（０８３）９３３－２０６０

ＦＡＸ（０８３）９３３－２０８９

電子メールアドレス　a10300@pref.yamaguchi.lg.jp

3　参加資格

（1）一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストアを展開する企業（以下「チェーン本部」という。）であること。（フランチャイズ加盟者の応募はできません）。

（2）次の全ての事項に該当しないこと。

①　国税、県税その他租税公課を滞納している者

②　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下、「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

・　当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

※「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

・　法第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

・　役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者で役員以外の者）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

・　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

・　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

・　暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

4　募集に係る日程（予定）

（1）令和　7年　4月３０日（水）　　募集通知
（2）令和　7年　5月１４日（水）　　現地説明会（申込期限：令和７年５月９日（金））
（3）令和　7年　5月２０日（火）　　質問書提出期限
（4）令和　7年　5月２３日（金）　　質問に対する回答
（5）令和　7年　5月２８日（水）　　参加表明書等提出期限
（6）令和　7年　6月２７日（金）　　企画提案書提出期限
（7）令和　7年　7月中旬　　審査結果通知
（8）令和　7年　7月下旬　　契約締結

5　現地説明会

（1）日時

令和７年５月１４日（水）午後２時から

（2）場所

山口市滝町１番１号　県庁厚生棟４階　談話室

（3）申込方法

「山口県庁売店運営業務現地説明会参加申込書」（様式第１号）に必要事項を記入の上、電子メール又はＦＡＸで提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。

（4）提出先

上記２の通り

（5）申込期限

令和７年５月９日（金）午後５時まで（必着）

（6）その他

ア　参加人数は、１社につき３名までとする。
イ　募集要項及び仕様書を持参すること。
ウ　内容は仕様説明及び現地見学を予定している。
エ　説明会への参加は任意とする。

6　募集に関する質問

（1）提出方法

「仕様書等に対する質問書」（様式第２号）を電子メール又はＦＡＸで提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。電話等での問い合わせには応じない。

（2）提出先

上記２の通り

（3）受付期間

令和７年５月１４日（水）から令和７年５月２０日（火）正午まで（必着）

（4）回答

全ての質問に対して一括して回答書を作成し、令和７年５月２３日（金）午後５時までに電子メールで質問書提出者全員に回答する。なお、質問書を提出していない者が、参加表明書を提出した場合は、その都度送付する。

7　応募書類の提出

この募集に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

また、応募者は、提出した書類等に関して、地方職員共済組合山口県支部（以下、「支部」とい

う。）から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
　提出後の書類の書き換え、撤回はできない。ただし、代表者等に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
（１）提出書類
　ア　参加表明書（様式第３号）
　イ　会社概要書（様式第４号）
　　※企業の概要がわかるパンフレット等を添付すること。
　ウ　会社・法人の全部事項証明書（履歴事項証明書）の写し（３か月以内に交付されたもの）
　エ　山口県税及び国税に滞納がないことの証明書（３か月以内発行）
　オ　業務実績書（様式第５号）
　カ　過去３年間の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書）の写し
　キ　提案書表紙（様式第６－１号）
　ク　企画提案書（様式第６－２号）
　　※使用する用紙は原則としてＡ４とすること。
　　※提案説明書中に会社名並びに提案者が推定できる記述、ロゴマーク等は記載しないこと。
　　※使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。
（２）提出期限
　　上記（１）ア、イ、ウ、エ、オ、カ　　令和７年５月２８日（水）午後５時まで（必着）
　　上記（１）キ、ク　　令和７年６月２７日（金）午後５時まで（必着）
　　※参加表明書等（上記（１）ｱ､ｲ､ｳ､ｴ､ｵ､ｶ）を期限までに提出していない場合、
　　企画提案書（上記（１）ｷ､ｸ）を提出することはできません。
（３）提出部数
　　上記（１）ア、イ、ウ、エ、オ、カ　　１部
　　上記（１）キ、ク　　８部
（４）提出場所
　　上記２に同じ
（５）提出方法
　　持参又は郵送すること。

８　審査、契約の相手方の決定方法
（１）審査委員会の設置
　　審査を公正に行い、最優秀提案者等を決定するため、「山口県庁売店運営業務審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。
（２）審査方法
　ア　審査委員会では、審査基準に基づき提案書による書面審査を行い、参加者の中から、最優秀提案者及び次点者を決定する。応募者が１者の場合でも審査を実施する。
　イ　随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と支部は提案書の内容をもとに、業務に必要な具体的な履行条件などの協議を行い、この協議が整ったときには、随意契約の手続きに進む。協議が整わない場合又は随意契約の手続きが成立しない場合は、次点者に選定された者が改めて支部と協議及び随意契約の手続きを行うこととなる。
（３）公表
　　候補者等の公表は、山口県総務部給与厚生課のホームページで公開を予定。

9　提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しない。

（2）提出された書類は、必要に応じ複写する。（支部及び審査委員会での使用に限る。）

（3）契約者以外の提案書の内容については、当該提案者の承諾なしに利用することはない。

10　その他

（1）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退により、今後の支部との契約等について不利益な取扱いをすることはない。

（2）プロポーザルへの参加、提案等に要する全ての費用は参加者の負担とする。

（3）次に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

ア　提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。

イ　審査委員会委員、支部職員又はその関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。

山口県庁売店運営業務審査基準

１　審査の対象者

審査は、次の各号をすべて満たす者（以下、「審査対象者」という。）を対象に行う。

（１）「山口県庁売店運営業務」公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する参加資格要件を満たす者

（２）募集要項に規定する期限内に、必要書類のすべてを提出した者

（３）募集要項のとおり、適正に書類を作成した者

２　評価項目・評価内容及び配点

別表のとおり

３　審査方法

（１）山口県庁売店運営業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、審査対象者から提出された企画提案書による書面審査を行う。

（２）審査委員会の各委員は、評価項目毎に評価内容を踏まえて、評価を行う。

（３）評価は、全項目満点で１００点とし得点化する。

（４）全ての審査が終了したときは、出席委員の審査結果を集計し、得点の合計の高いものから最優秀提案者及び次点者を決定する。

（５）各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の６０％以上であることを最低基準とする。

（６）合計点数が同じ場合は、出席委員の多数決により決定、可否同数の場合は、委員長が決定する。

（別表）

山口県庁売店運営業務プロポーザル 評価項目及び評価内容

評価項目及び評価内容			配点
1 事業主体に関する事項			１０
(1)	規模・実績等	営業が継続できる経営基盤・規模・サポート体制は十分か。	5
		官公庁での実績は十分か。	5
2 受託計画の基本方針等			２０
(1)	運営方針	売店としての魅力や利便性の向上、利用者増につながる運営の基本方針となっているか。	１０
(2)	衛生管理・環境配慮	衛生管理体制は整っているか。 環境に配慮した取組を行っているか	5
(3)	緊急時の対応等	事故発生時など、緊急時に対応するための体制は整っているか。	5
3 商品構成、サービス等に関する業務計画			３５
(1)	商品構成	売店で取り扱う商品の品目数は充実しているか。特に、飲料類、菓子類、食料品は充実しているか。 取扱サービス等は充実しているか。	１０
		医薬品や宝くじの取扱いがあるか。	5
(2)	県産品等	県産品（お菓子、農林水産加工品等）や県関係の委託販売品（キャラクターグッズ等）の取扱いは積極的か。	5
(3)	決済方法	多様な決済方法の企画提案があるか。	5
		掛売(請求書払い)の取扱いがあるか。	5
(4)	自動販売機	在庫管理、商品補給の体制及び実施頻度、廃棄物等の体制は整っているか。また、故障時や緊急時の管理体制は整っているか。	5
4 運営体制に関する業務計画			２５
(1)	人員体制	営業に支障のない人員体制になっているか。 混雑時に対応しているか。	5
		従業員の接客教育体制は充実しているか。研修制度はあるか。	
		現在の売店職員の継続雇用とその待遇を検討しているか。	5
(2)	営業時間	職員の勤務時間を踏まえた利便性の高いものとなっているか。	5
(3)	店内レイアウト	店内レイアウトは動線に配慮した利用しやすいものになっているか。	5
(4)	内装等改修	内装改修等を伴う場合の内容・スケジュールや、改修期間中の仮店舗等の対応は適当か。	5
5 独自提案、特色及び優位性、地域への貢献			１０
(1)	優位性	現在の売店にはない新たな商品、サービスの提供はあるか。	5
(2)	地域への貢献	地産地消の取組みはあるか。	5
		大規模災害が発生した場合の県に対する協力を検討・準備しているか。	
合　計			１００

（様式第１号）

山口県庁売店運営業務現地説明会参加申込書

令和７年　月　　日

地方職員共済組合山口県支部事務局　　御中
（FAX　０８３－９３３－２０８９）

所　在　地

商号又は名称

代　表　者

（担　当　者　　）
（電 話 番 号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

山口県庁売店運営業務現地説明会に参加したいので、次のとおり申し込みます。

	会　社　名	役　　職	氏　　名
１（代表者）			
２			
３			

注１：参加人数は、１社につき３名までにしてください。
　２：募集要項及び仕様書を持参してください。
　３：令和７年５月９日（金）午後５時までに電子メール又はＦＡＸで申し込んでください。
　　なお、送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。

（様式第２号）

仕様書等に対する質問書

令和７年　月　　日

地方職員共済組合山口県支部事務局　御中

所　在　地

商号又は名称

代　表　者

（担　当　者　　）
（電 話 番 号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

業務名	山口県庁売店運営業務
質問事項	

受付期間：令和７年５月１４日（水）から令和７年５月２０日（火）正午まで

（様式第３号）

参　加　表　明　書

令和７年　　月　　日

地方職員共済組合山口県支部長
山口県知事　　村岡　嗣政　様

所　在　地

商号又は名称

代　表　者

（担　当　者　　）
（電 話 番 号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

令和７年　月　　日付けで通知のあった山口県庁売店運営業務の公募型プロポーザル募集に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、参加資格を満たしていること、添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び募集に係るすべての条件を十分理解し、承知の上であることを誓約します。

記

添付書類　　※添付する書類に〇印を付すこと。

・会社概要書（様式第４号）
・会社概要資料（パンフレット等）
・全部事項証明書（履歴事項証明書）
・山口県の県税（全項目）について滞納がないことの証明書
・国税（法人・所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことの証明書
・業務実績書（様式第５号）
・過去３年間の決算関係資料（貸借対照表、損益計算書）の写し

（様式第４号）

会　社　概　要　書　（令和７年　月１日現在）

１　本事業を運営する場合の店舗形態について以下から選択（一部記述）をしてください。
ア　フランチャイズ本部の直営による運営
イ　フランチャイズ本部が運営委託する加盟者による運営
ウ　フランチャイズ加盟者による運営（単独）（ＦＣ本部名/商標:　　）

２　申込者の企業情報を記載してください。

会　社　名				
代表者職・氏名				
本社所在地	〒			
設立年月日				
従業員数（正社員・パート等）				
支店・営業所数				
事業年度	年度		年度	
売上高（過去２事業年度分）				
営業利益（損失）（過去２事業年度分）				
直近の決算時における資産・負債の状況	流動資産		流動資産	
	固定資産		固定資産	
	自己資本		自己資本	

連絡担当者氏名	
役　職	
所　属	
住　所	〒
電話番号＆ＦＡＸ	
e-mail　アドレス	

（様式第５号）

業　務　実　績　書　　（令和７年　月１日現在）

官公庁における代表的な売店運営実績を 10 件まで記載してください。
なお、できる限り近隣地の物、庁舎規模が大きいものを優先的に記載してください。

	自治体名	所在地（県名）	運営期間	備考
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

（様式第６－１号）

提　案　書

令和７年　　月　　日

地方職員共済組合山口県支部長
山口県知事　　村岡　嗣政　　様

所　在　地

商号又は名称

代　表　者　　印

（担　当　者　　）
（電 話 番 号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

山口県庁売店運営業務の公募型プロポーザル募集に係る提案書について、関係書類を添えて提出します。

（様式第６－２号）

山口県庁売店運営業務プロポーザル
企画提案書

仕様書に沿って具体的な記載をお願いします。
※企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格Ａ４判（一部Ａ３判資料折り込み使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
※適宜行間を調整して作成してください。
※文字サイズは10ポイント以上としてください。
※表や図などについては、別資料とすることも可とします。
※金額等は消費税を含んだ額を記載してください。

１　実施主体に関する事項

（１） 規模・実績

① 営業が継続できる経営基盤・規模・サポート体制

② 官公庁での実績

２　受託計画の基本方針等

（１）福利厚生施設としての運営方針

（２）衛生管理体制、環境への配慮

（３）売店での事故発生時等における緊急時の対応

次ページに続く

３　商品構成、サービス等に関する業務計画

（１）基本的な商品構成、サービス

①食料品（例：弁当、おにぎり、菓子パン、サンドイッチ、惣菜、インスタント食品等）

②菓子類（例：菓子、デザート・ヨーグルト、アイスクリーム等）

③飲料（例：ペットボトル飲料、缶飲料、チルド飲料、ドリップコーヒー等）

④その他商品（例：文房具、日用品、たばこ、書籍、医薬品・医薬部外品、宝くじ等）

⑤宅配便、コピー、ファックス、行政サービス利用(住民票等発行)、各種チケット発行サービス、収納代行、ＡＴＭの導入、その他サービスの提供

※上記①～③は、具体的な商品名と販売価格の例を記載してください。
販売価格は割引率等ではなく、売店で販売する際の税込価格で表記してください。

（２）県関係機関等から依頼があった場合の県産品（酒、菓子類、農林水産加工品等）、県関係の取扱品（県収入証紙、職員記章、県民手帳、広報グッズなど）等）の取扱いについて

（３）決済方法の提案（キャッシュレス、掛売など）

（４）自動販売機設置の提案（飲料及び食品）

４　運営体制に関する業務計画

（１） 人員体制

① 配置人員、勤務時間帯等混雑時への対応

② 従業員の接客教育体制、研修制度

③ 現在の売店職員の継続雇用の可否、可能な場合はその待遇

（２） 営業時間の提案

（３） 店内レイアウト（略図を添付してください。）

（４） 内装、設備等の改修計画、内容（スケジュールを含む）及び仮売店等の対応

５　独自提案、貴法人の特色及び優位性、地域への提案

（１）県庁売店の規模を考慮した独自の企画提案、具体的な優位性があれば、その内容について記載してください。（新たな取扱い品目、サービスの提供等）

（２） 地域への貢献

① 地産地消の取り組みがあれば具体的に記載してください。

② 大規模災害が発生した場合の県に対する協力を検討・準備しているか具体的に記載してください。

山口県庁売店運営業務仕様書

１　業 務 内 容　　山口県庁舎における売店の運営
２　委　託　者　　地方職員共済組合山口県支部（以下、「支部」という。）
３　受　託　者　　山口県売店運営業務のプロポーザル審査において、最優秀提案者として決定された者で、業務委託契約を締結した者
４　実施場所等
（１）名　　称　　山口県庁　厚生棟
（２）所　　在　　山口市滝町１－１
（３）実施場所　　厚生棟２階　売店及び自動販売機コーナー（別添平面図参照）
（４）面　　積　　451.84㎡（売店　399.45㎡、事務室　44.8㎡、自動販売機コーナー　7.59㎡）
ただし、事務室44.8㎡は売店事業整理のため令和８年３月末まで地共済が使用する。
（５）設　　備　　別表１
（６）利 用 者　　地共済組合員、来庁者等

５　委託期間　　契約締結の日から令和１３年３月３１日まで
ただし、期間満了の日の６箇月前までに、双方から解約の申し出がない場合は、５年（令和１８年３月３１日まで）を限度に１回限り更新できるものとする。
なお、山口県庁舎管理上、現在の場所において営業することができなくなった場合は、この限りでない。

６　委託条件
（１）契約方法
支部と受託者において、売店の運営・管理に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を締結の上、売店の運営・管理を行うものとする。
（２）運営委託料等
①運営委託料の支払いは行わない。
②運営収支は全て受託者に帰属し、運営収支の責任は受託者が負うものとする。
（３）再委託の禁止
施設の運営において、業務の全部又は一部を第三者に委託しないものとする。
ただし、あらかじめ支部の許可を得た業務はその限りではない。
（４）契約の取消し又は変更
次のいずれかに該当するときは、委託契約を取り消し、又は変更することがある。この場合において、受託者に損害又は損失が生じても、支部は、その賠償又は補償の責めを一切負わないこととする。
①　受託者が委託契約書の条項及び本募集要領の条項に違反したとき。
②　売店の場所について、山口県が行政上の目的で別に使用する必要が生じ支部が山口県から使用物件の返還を求められたとき。
③　受託者が応募資格の詐称、その他不正な手段により契約を締結したとき。

④　受託者が銀行の取引停止、破産の宣告又はこれに類する措置を受けたとき。

⑤　受託者が委託業務を取り扱うことが不適当と認められる事情が発生したとき。

（５）原状回復

①　契約の解除又は委託期間が満了したときは、受託者は、自己の費用で、支部が指定する期日までに実施場所を現状に回復した上で返還しなければならない。

②　受託者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときには、支部がこれを行い、その費用を受託者の負担とすることができる。

この場合受託者は、なんらの異議を申し立てることはできない。

（６）　損害賠償

①　受託者が支部又は第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

ただし、支部が特に承認したときは、この限りでない。

②　前項に定める場合のほか、受託者は、業務委託契約に定める義務を履行しないため支部に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（７）　有益費等の請求権の放棄

委託期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときは、受託者は、実施場所等に投じた有益費その他費用があっても、これを支部に請求し、又は異議を申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

（８）　疑義の決定

業務委託契約の各条項に関し疑義があるとき、その他実施場所等について疑義を生じたときは、支部と受託者が協議して定めること。

７　運営条件

項　　目	条　　件　　等
運営方法	・運営方法は受託者の直営及びフランチャイズによる運営とする。 ・ＦＣが契約期間中にやむを得ない事情により撤退する場合、受託者は契約期間の残期間について責任をもって運営にあたること。
営業開始日	・営業開始予定日は、令和８年３月２日とする。 ・受託者は、契約締結後、速やかに営業開始までの工程表を提出し、支部の承認を受けること。 ・令和８年１月からの開業準備期間中に仮売店を（現売店の一部）で営業すること。
営業日	・山口県庁舎開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、１２月２９日から翌年１月３日を除く日）とする。
営業内容及び営業時間	（１）管理業務　　売店業務の総括 （２）販売業務　　弁当、商品等の販売、自販機の管理等 （３）仕入業務　　商品の仕入れ等 （４）経理業務　　売店の出納業務等 （５）フロアー業務　売店の清掃等 ・午前８時から午後６時までは必ず営業すること。 営業時間の追加を行う場合は、本要項に定める企画提案書にその内容を

	記載すること。 ・受託後、営業日や営業時間を変更する場合は、事前に支部と協議し、支部の承諾を得ること。
取扱必須品目	・弁当、パン、菓子類等の食料品、飲料（ドリップコーヒー含む） ・文房具、日用品、たばこ、指定医薬部外品 ・山口県関係の品目 山口県収入証紙（注1） 職員記章、県民手帳、県の広報グッズ 山口県産品（菓子類、酒類、農林水産加工品等） 取扱サービス（宅配便、コピー、ファックス、行政サービス利用（住民票等発行）、各種チケット発行サービス、収納代行、ＡＴＭ） その他、山口県の施策に関連する商品の販売について、営業に支障がない範囲で協力すること。
取扱禁止品目	・酒類（ノンアルコールビール等を含み、山口県産品を除く） ・成人向け雑誌
決済方法	・決済方法は提案によるものとする。
商品の搬入	・売店北側の入口から搬入すること
廃棄物等の処理	・管理運営に伴って発生したゴミは、受託者が廃棄物処理業者に処理委託して処分すること。
運営体制	・事業を適正に実施するため、受託者は販売員を１人以上売店に常駐させること。 ・現在、売店に勤務する臨時・パート職員について、引き続き県庁売店で勤務することを希望する職員については、受託契約締結後、本人と面談の上、受託者において受託事業者の定める条件で雇用すること。
設備・備品等	・設備、備品等については、受託者が用意すること。 ・現在売店で使用している設備、備品（以下、「貸与品という。）は現状のまま使用することができる。
経費負担区分	・実施場所(自動販売機コーナーを除く)及び貸与品は無償で使用させる。 その他、売店の運営にかかる費用負担は以下のとおりとする。 詳細は別表２の通り ①支部が負担する経費 ・既存施設の修繕費用（消耗品を除く） ・庁舎管理者が実施する点検、その他管理に要する費用 ②受託者が負担する経費 ・コンビニエンスストアとしての独自の意匠づくりや店内の改装に要する費用　※施工の際は事前に庁舎加工承認申請が必要 ・貸与品の修繕・移設・撤去・廃棄に要する費用 ・光熱水費（電気料金、水道料金）、通信費 ・受託者の故意または過失による修繕等に要する費用 ・委託業務に関わる清掃費、ごみ処理費、人件費、衣服費、消耗品費、その他委託業務遂行上必要とされる一切の経費。

自動販売機コーナー設置	・令和８年１月からの仮売店の営業と同時に厚生棟２階の自動販売機コーナーに飲料及び食品の自動販売機を設置する。取扱商品については提案とする。 ・設置にあたり、自動販売機コーナーの面積に応じた行政財産使用料（参考 R6：117,670 円/年）を支払うこと。 ・受託者の負担により子メーターを設置し、電気料金等自動販売機設置に係る一切の費用を負担すること。
山口県に対する協力	災害や特定家畜伝染病発生時の物資供給に協力すること。
その他	・厚生棟２階の食堂では、弁当（530 円）を販売している。 ・庁舎内で、弁当業者による配達販売がある。 ・庁舎全館の停電点検作業が年一回行われるため対応が必要。 ・駐車場は、職員用として５台分あり。その他、売店裏に業者搬入用として４台分の枠がある。 ・売店の表側（ガラス）にレノファ関係掲示板を設置（固定）している。

（注1）山口県収入証紙については、取り扱いにあたり、山口県会計課への申請が必要。
なお、令和８年９月末に収入証紙制度の廃止が決定しているため、廃止後は、山口県庁舎内の県手数料収納窓口として、山口県と委託業務契約を締結の上、収納業務を行うこと。

8　使用条件等

（1）法令等の順守

ア　売店の運営にあたっては、関係法規及び庁舎管理者等が定める規定等を遵守すること。

イ　管理運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受託者の責任と負担において行うこと。

（2）衛生管理

受託者は、保健所及び支部の指導のもと、衛生管理に十分注意を払うとともに、発生した食品衛生法上の問題等については、すべて受託者の負担と責任において対処するものとする。

なお、従業員の検便、健康診断については、その都度結果通知の写しを支部に提出すること。

（3）停電対策等

停電、臨時閉庁、その他突発的な事故等への対応は、受託者の負担と責任において行うこととし、これに伴い受託者に損害等が発生した場合においても、これを請求できない。

（4）張り紙、看板等の表示又は掲出

実施場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。

（5）保　　険

受託者は、食中毒に係る賠償責任保険、火災保険及び借家人賠償保険に加入すること。

なお、保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものの写しを支部に提出すること。

（6）防災上の配慮

ア　受託者は、あらかじめ従業員名簿及び緊急時の連絡体制図を作成し、支部に提出すること。

イ　従業員には、常時名札を着用させること。

ウ　実施場所の鍵は、従業員名簿に掲載された者が、業務開始時に守衛室で借り受け業務終了後

に守衛室に返却すること。

エ　防犯対策は、受託者が自ら行うこと。

オ　山口県庁舎内は禁煙とする。

（7）営業状況の報告

受託者は、支部に対して次のとおり報告等を行うものとします。

ア　年度終了後、速やかに年間の収支決算報告を行うこと。

イ　クレーム等への対応について 、速やかに顛末を報告すること。

ウ　このほか 、支部が報告を求めた場合は、その求めに応じ報告すること 。

（8）使用上の制限

ア　受託者に対し支部及び山口県が庁舎の管理上必要な事項を通知した場合は、それを遵守すること。

イ　実施場所等は、善良の注意を持って、維持保存しなければならない。

ウ　仕様物件の現状を変更する行為（改修・修繕・模様替え等）をしようとするときは、事前に書面により支部の承認を受けなければならない。

エ　受託者は、実施場所等を他の者に使用させてはならない。

9　参考

（1）山口県庁舎で勤務する職員数等

約2，４５０名（令和６年度）

（2）現売店の状況等

ア　営業日

２４３日（令和５年度）

イ　営業時間及び内容

午前８時００分から午後６時００分

ウ　税込売上金額（令和５年度／令和４年度）　※山口県収入証紙を除く

１２１，８６０，５４３円／１２３，１０８，３５８円

※主な商品売上（税込）（令和５年度）

分　類	売上金額
弁当・パン・惣菜	２１，８７５千円
菓子	１５，８３７千円
飲物	１１，３７１千円
コーヒー（ｺｰﾅｰ設置、ﾄﾞﾘｯﾌﾟｺｰﾋｰ除く）	８，２６９千円
たばこ	５，５６８千円
野菜・果物	３，６８３千円
文房具	３，４１１千円
宅急便	２，９６８千円
鮮魚	２，６３５千円
書籍（職員録含む）	２，４３１千円
医薬品	１，６７９千円
日用品	１，２２２千円

自販機	４，２１３千円
酒類（県産品）	１，６２３千円
他の食品 （お中元・お歳暮ギフト商品 県産品カタログギフト他）	３０，７２４千円

エ　利用状況(延べ客数)（令和５年度／令和４年度）
２４６，９３６人／２４９，６０２人

オ　電気料金（年間：令和５年度、税別）
事務室：３３７，４０８円（１，５７１kwh）
売　店：１，８６６，３２３円（８５，６７１kwh）

（３）自動販売機設置の状況
ア　設置台数
飲料　７台、食品　１台
イ　電気料金（年間：令和５年度、税別）
２３６，５７５円（１０，９４７kwh）

別表１

設　備　等　一　覧　表

１　食堂

設備等		内　　容		備　　考
建築	既存仕上	売店	・床　：ビニル床シート ・天井：岩綿吸音板 ・壁　：モルタル仕上　多彩模様塗料塗り	
		事　務　所	・床　：アスベストタイル ・天井：化粧石膏ボード ・壁　：モルタル仕上　合成樹脂エマルションペイント塗り	
	内装制限	・内装材は、不燃材での施工が必要		
	床荷重	・積載荷重：３００Kg／㎡以下		
電気設備	電源供給	・動力　3相3線式200V　　電源側ＭＣＣＢ　50ＡＴ　ＩＶ14 sq 主幹ＭＣＣＢ　50A オープンショーケース分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 動力コンセント　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 動力コンセント　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 動力コンセント　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 動力コンセント　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 予備　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 予備　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×１回路 電力量計付 ※必要な場合は、庁舎管理者である管財課に相談の上、適合する開閉器を設置すること。 ・電灯　単相3線式100／200V　電源側ＭＣＣＢ　125ＡＴ　ＩＶ60sq ※既設照明用分電盤（Ｌ－Ｋ－２Ｂ）を使用する。 主幹ＭＣＣＢ　30Ａ　　分岐ＭＣＣＢ　200V　20Ａ×　4回路 分岐ＭＣＣＢ　100V　20Ａ×22回路 分岐ＥＬＣＢ　200V　20Ａ×　4回路 電力量計（１２０Ａ）付 発電機回路ＭＣＣＢ　30Ａ 分岐ＭＣＣＢ　200V　20Ａ×　1回路 分岐ＭＣＣＢ　100V　20Ａ×　1回路 分岐ＥＬＣＢ　100V　20Ａ×　3回路 電力量計（３０Ａ）付 増設盤ＭＣＣＢ　30Ａ　分岐ＭＣＣＢ　200V　20Ａ×　6回路 分岐ＭＣＣＢ　100V　20Ａ×　4回路 売店コンセント、冷凍冷蔵陳列棚 事務室ＭＣＣＢ　50Ａ　分岐ＭＣＣＢ　100V　20Ａ×　8回路 ・動力　3相3線式200V　　電源側ＭＣＣＢ　50ＡＴ　ＣＶＴ 14sq 主幹開閉器なし 売店冷凍室外機　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　３０ＡＴ×　1回路 売店冷凍室外機　　分岐ＭＣＣＢ　３Ｐ　２０ＡＴ×　1回路 電力量計（３０Ａ）付	

	照明設備	・売　店　　蛍光灯　ＦＬ４０W×１　１０１台 ・通　路　　蛍光灯　ＦＬ２０W×２　　２台 ・事務室　　蛍光灯　ＦＬ４０W×２　　４台 ・休憩室　　蛍光灯　ＦＬ２０W×４　　１台 ・倉庫　　ブラケットライト　６０W　　１台 ・商品庫　　蛍光灯　ＦＬ４０W×１　　５台	
	非常灯	・売店　　ダウンライト　　１１個 ・事務室　　露出型　４０W　　２個 ・休憩室　　ダウンライト　　１個 ・通路　　埋込型　２０W　　２個	
	誘導灯	・通路　　避難口誘導灯　C級　　１個	
	テレビ	・事務室　　共同受信設備　直列ユニット　　３箇所	
	電話設備	・売店　　外線電話３台 ・事務室　　外線電話６台　、　ＦＡX回線　１回線 ・倉庫　　外線電話１台 ※外線電話の通話料及び別途通信回線を必要とする場合の設置工事、維持管理に要する経費は受託者負担とする。	
	冷暖房・換気設備	・冷暖房は県庁舎の冷暖房運転期間のみ運転可能 ※売店　　天井隠ぺい型ファンコイル（４台） 事務室　　天井隠ぺい型ファンコイル（１台） 売店全体　エアハンドリングユニット（１台） ・売店内に個別エアコン（１台）有り ※県庁舎の冷暖房運転期間外も運転可能 ※冷房専用　型式：UCJ250P(ﾀﾞｲｷﾝ製)） ・冷暖房期間外はエアハンドリングユニットによる換気運転	
衛生設備	衛生設備	・売店　　シンク（２ハンドル混合水栓（２栓）） ・給湯室　シンク（２ハンドル混合水栓（１栓））	
	給水	・レジカウンター内にコーヒーメーカー用に設置した水栓有り	
	給湯	・県庁舎のボイラーより給湯	
	排水		
	ガス	・給湯室にガス栓（１栓）有り	
消防設備	消防設備	・火災報知器有り ・誘導灯有り ・消火器なし（令和７年７月頃、事務室内に設置予定）	

別表2

費　用　負　担　一　覧　表

番号	内　容	費用負担		備　考
		支部	受託者	
1	貸与品の撤去・廃棄		○	
2	施設の修繕、大規模改修	○		
3	貸与品の修繕		○	
4	貸与品の移設		○	
5	設備、什器、備品（新設・補充）		○	
6	受託者が設置した備品等の撤去		○	
7	電話機（県庁内線電話機）	○		防災危機管理課
8	電話回線、通信回線の新設		○	
9	通信費		○	
10	電気料金		○	
11	上・下水道料金		○	
12	ガス料金		○	
13	給湯料金		○	
14	庁舎光熱水費（年間基本料部分）		○	
15	フロアマット		○	任意
16	廃棄物の分別、リサイクル		○	
17	事業系一般廃棄物処理費		○	
18	産業廃棄物処理費		○	
19	害虫駆除、防虫、防鼠（庁舎管理上実施するものを除く。）		○	
20	売店等の日常清掃		○	
21	売店等の定期清掃		○	
22	照明器具の消耗品（電球・蛍光灯）		○	
23	水栓パッキン等の維持管理		○	
24	排気フードの維持管理		○	
25	グリースフィルターの維持管理		○	
26	庁舎管理者が実施する点検、その他管理に要する費用	○		
27	上記(26)管理経費のうち、負担金を要す場合の相当額		○	
28	従業員駐車場（5台程度）	○		現在無料

厚生棟２階平面図

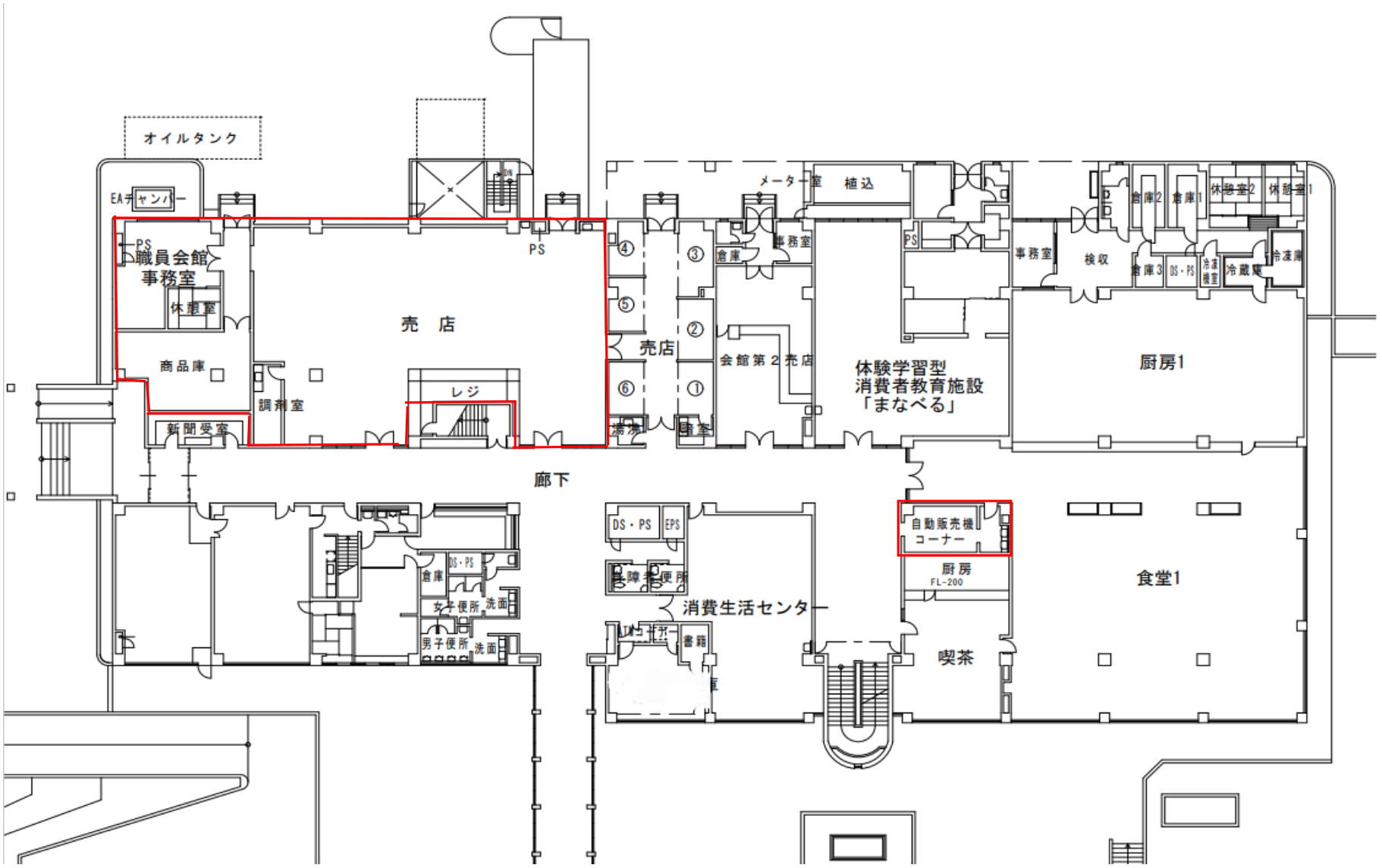
オイルタンク
EAチャンバー
PS
職員会館
事務室
休憩室
商品庫
調剤室
新聞受室
売　店
レジ
PS
売店
会館第２売店
メーター室
植込
倉庫
事務室
体験学習型
消費者教育施設
「まなべる」
PS
事務室
検収
倉庫2
倉庫1
休憩室2
休憩室1
倉庫3
DS・PS
冷蔵室
冷蔵庫
冷凍庫
厨房1
廊下
DS・PS
倉庫
女子便所
洗面
男子便所
洗面
DS・PS
EPS
障害者便所
消費生活センター
書籍
自動販売機
コーナー
厨房
FL-200
喫茶
食堂1